

平成30年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年7月31日（火）午後2時20分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成30年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第10号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書 of 岐阜地区採択について

日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の制定について

日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

日程第7 教育長の報告

日程第8 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加納 博 明

加藤 悟

福野 佐代子

森下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	山 本 康 義
教育総務課長	矢 野 隆 博
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	郷 通 芳
学校教育課総括課長補佐	泉 大 作
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	佐 藤 彰 道
生涯学習課総括課長補佐	児 玉 睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 島 孝 明
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から平成 3 0 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

日程第 1 平成 3 0 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 平成 3 0 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○教育総務課長 先日、加藤委員から若干の修正をいただきましたが、内容が大きく変わるものではなく、ニュアンス、表現を変更させていただきました。その他ございましたらお受けいたします。

○森下委員 8 ページの私の発言のところではありますが、読み替えの引用と本文が混ざってわかりにくいため、二重括弧で引用との区別をわかりやすく願います。もう 1 ヶ所、1 0 ページのその他で教育次長の欠席理由の中で、教育次長のあとに「は、」を入れたほうが良いと思います。

○教育長 その部分の修正をお願いします。

その他ご異議ございませんか。ご異議がないようですので、平成 3 0 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第 3 報告第 1 0 号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○教育長 日程第 3 報告第 1 0 号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 3 報告第 1 0 号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助

金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。平成30年7月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「特定非営利活動法人なかよしクラブみずほ」が「特定非営利活動法人Link-upみずほ」に名称変更したため改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第10号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書 の岐阜地区採択について

○教育長 日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、平成31年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、平成31年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果及び平成31年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果並びに平成31年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。平成30年7月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 短い時間の中で決めていただくのは非常に難しいところがあると思いますが何かご質疑ございませんか。

○加藤委員 教科書がないときの道徳では、学校で色々と計画を立て資料を準

備、作成し、指導されていたと思いますが、これまで用いられてきた資料と今回出された教科書、現在のさまざまな課題を踏まえながら、生命の大切さ、いじめの問題等、新しく構成された資料と多少の差異があるように思います。指導していただく先生方の負担が増えないかと思いました。そういった中で選ばれたものは扱い易そうだと思う。

○森下委員 小学校、中学校で主観点が違っていたり、教科書会社の得意、不得意があるのかなど色々と違いを感じました。

○加木屋委員 表紙だけみてもいろんな表紙があり、イマドキの感じで子どもたちが中に何が書いてあるのかイメージを持ちやすいのかなと思います。引き込まれていくような感じがし、子どもたちもわかりやすい教材かなと思いました。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、可決することと致します。

日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の制定について

○教育長 日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年7月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市図書館が所蔵する雑誌を新たな財源確保を目的とした広告媒体として活用するために、広告を掲載する場合の取扱いについて制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 申請があればどこもOKなのですか。許可する、しないの判断はどこかでするのですか。

○生涯学習課長 前回の教育委員会において、教育委員会としての広告掲載要綱は定めましたので、その中で基準等規定しています。なお、本要領が制定されましたら附則にも記載のあるとおり現在のスポンサー制度は廃止します。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の制定について、可決することと致します。

日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成30年7月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けた際に瑞穂市文化財保護審議会の開催に支障を来たすため、市条例の改正にあたり瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○森下委員 現在の条文では欠員が出た場合は、補充しなければならないと規定されているのですか。

○生涯学習課長 補充しなければならないとは規定されていませんが、審議会は「10人で組織する」となっておりますので、委員が欠けた場合、審議会が開催できないこととなりますので、「10人以内」とし、緊急時でも対応でき

るようにするものです。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第7 教育長の報告

○**教育長** 夏休みを迎え学校のほうは例年ですとプールが雷注意報で中止というようなことが有りますが、今年は高温注意情報による熱中症が危険だということで中止となっている状況です。熱中症のことについて一つだけいいお話をさせていただきます。学校で熱中症に気を付けて登下校するように指導をしていただいておりますが、市内の小学校のお子さんが1学期の最後の週に登校班で登校している最中に、途中で休憩時間を取りましょうということで給水休憩を取った際に6年生の児童が気分の悪い子はいないですかと声掛けをしたところ、4年生の児童が気分が悪いと言ったため、これはまずいと考え、6年生の班長さんが近くにあった瑞穂消防署巢南分署に駆け込み、救急搬送しましたが、軽い熱中症ということでその日のうちに帰ることができました。冷静な判断ができ、きっちりと対応してくれるお子さんが出てきてくれたことにうれしさを感じています。

日程第8 その他

○**教育長** 日程第8 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** ありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** ありません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** ありません。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** ありません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○生涯学習課長 2点だけお願いします。まずは、(仮称)中山道大月多目的広場の件について検討会の1回目を終了しました。2回目を8月20日に予定しています。この検討会を経まして計画を進めていきたいと思っています。2点目は、先日の台風12号の上陸によりまして、第九と併せて開催を予定していましたネオクラシックコンサートを中止するという苦渋の決断をしましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。現在、払い戻し等の手続きを進めています。

○教育長 何かご質問等ございますか。

○加木屋委員 熱中症がかなり心配をされていますが、たとえば中学校の部活動などで、もし熱中症になった場合、夏休みなど保健の先生がいらっしゃらないことがあると思いますが、部活動を指導していただいている先生やほかの先生方が対応していただけるような研修などはされていますか。

○学校教育課長 熱中症のみに対する対応ということではなく、それぞれの学校で心肺蘇生やAEDの取扱いなどの研修は職員研修などで行っています。夏休み前に大変暑い中で中体連がありましたけれども、その際にも体調を崩した生徒が何人かいましたが、早い段階で職員が手当てし、必要に応じて救急搬送もしたということで大事には至らず、軽い症状で済んでいますので、十分に考えた対応ができていると思っています。

○教育長 今年も中学生は4人が救急搬送されていますがすべて軽症です。早めの対応でしたので軽症で済んでいる訳ですが、搬送された子供たちの共通項は、体調が悪いということです。体調が悪い理由としては、少し熱があったとか前の晩にテレビゲームをやりすぎて夜更かししたとか朝ごはんを食べてこなかったとかそういった状況があります。いつもは元気なのにその前の日に何かあったというのが大きい理由です。一番大切なのは何か活動しようとするとき、最初に健康観察をきっちりやる。いつも以上にやるということがこの時期には大切だと思います。

○加藤委員 中学生は自ら気分が悪いことを言えますが、小学生の特に低学年の子供たちはなかなか自分でうまく言えない。そういったところをチェックできるような体制を考えていただき、9月に入って暑い中で2学期がスタートし、運動会も計画されていますのでお願いしたいと思います。

○**教育長** 先日、穂積中学校を訪問していた時に、穂積小学校の2年生が「いきもの探検」ということで“たも”や“かご”、“バケツ”などを持って歩いていたのですが、一人の男の子が気分が悪いと言って吐いてしまったので、引率の先生がすぐに学校に連絡し応援の要請をしました。たまたまその場所が穂積中学校のテニスコートの前だったため、穂積中学校にも連絡し、保健室を貸してくれるので、児童をおんぶして連れていってくれました。一番身近なところで児童を確保し、それでダメなら救急車を呼ぼうということで寝かせてくれ、小学校、中学校の先生が連携して非常にいい判断、対応をくれたと思います。

○**教育長** それでは、次回の会議ですが、平成30年8月31日、金曜日、午前9時00分から平成30年第8回瑞穂市教育委員会定例会、いつもどおり巢南庁舎で行い、その次の会議は、平成30年9月27日、木曜日、午後2時00分から平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催ということでよろしくお願ひ致します。

閉会の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第7回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時50分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年7月31日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。